

平成 2 9 年 度  
提 案 ・ 要 望 書

平成 3 0 年 1 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸 様

津商工会議所  
会頭 岡 本 直 之

我が国の経済については、円安が進み、輸出が伸びる中で、大手製造業における生産が活発化し、中小企業にも回復の波が及んできていると言われる一方で、中小企業数は、経営者の高齢化と後継者難等による廃業で、この5年間で40万者が減少しています。間もなく、団塊世代の経営者30万人が70歳を迎え「大企業承継時代」が到来し、優良企業の中にも廃業等が更に加速化すると考えられます。また、深刻な人手不足による人件費の増大や仕入れ値の高騰等もあって、我が国の経営基盤である中小企業・小規模事業者においては、景気回復の実感はなく、その対応に苦慮しています。

津市においては、平成29年4月に、中小企業等に係る企業支援及び創業支援並びに企業誘致等を継ぎ目なく総合的に行う拠点として「津市ビジネスサポートセンター」を、また同年10月には、津インターチェンジ付近に、産業展示としての機能に加え、スポーツ施設としての機能等を併せ持つ施設として「津市産業・スポーツセンター」を設置されました。

このような中、当会議所にあつては、「お役に立つ商工会議所」、「寄り添い、アシストする商工会議所」、「行動する商工会議所」を活動方針として、経営発達支援計画に基づく小規模事業者への伴走型の経営支援はもとより、交流人口の増加等の観点から、インバウンド観光、産業施設観光、MICE、中心市街地の活性化等に関し調査研究を行うとともに、平成29年10月には、当会議所青年部が中心となり、日本商工会議所青年部第30回東海ブロック大会津大会を青年部会員約1,500名の参加を得て、盛大に開催いたしました。また、定住人口の増加や人手不足対策等の観点から、津市の推進によるU・I・Jターン事業への支援の促進に努めるとともに、共に採用力アップセミナー等を開催するなど、各種事業を展開し、連携の強化を図ってまいりました。

また、前回の平成28年度（平成29年1月24日）の提案・要望の事項では、中小企業・小規模事業者への支援策として、資金の融資に係る保証料補給や市内商工業者への優先発注、安全・安心なまちづくりのため、信号機の調整や標識の設置などの交通安全対策の推進等に、着実に取り組んでいただきましたことには厚くお礼申し上げます。

さて、今般グランドオープンした津市産業・スポーツセンターは、産業振興及びスポーツ振興の拠点はもとより、MICEの誘致・開催など多様な活用による新たな賑わいの創出（交流人口の増加）や地域の活性化等に大いに期待がされ、このため、津インターチェンジから大門・丸之内地区を経て、さらに津なぎさまち周辺にかけての新都心軸の整備促進は、インバウンド観光を始めとする交流人口の増加にも拍車を一層掛けると考えられます。

また、人口減少が進む中、合併から12年が経つ昨今、一体感の醸成も相当進んでいることもあり、県都・津市の都市構造も変化してきている状況の下では、今後の市街化区域

及び市街化調整区域の在り方並びに用途地域の在り方などに真摯に向き合い、将来を見据えた希望のある津のまちづくりを推進することが重要であります。

つきましては、当会議所にあつては、津市とはこれまで以上に連携を深め、協働して津のまちの更なる発展のために努めていく所存でありますので、以下の諸点について提案・要望をするとともに、その実現に向けて格段の御配慮をお願い申し上げます。

# 目 次

1	定住人口・交流人口の増加	
(1)	都市計画道路等の早期の着工及び開通等について	1
(2)	市街化調整区域の区域区分の見直しについて	1
(3)	津市都市計画の一部見直しについて	1
(4)	スポーツツーリズムの推進について	2
(5)	ゴルフツーリズムの推進について	2
2	女性の社会進出、子育て及び次世代育成に係る支援 一般事業主行動計画の策定への支援について	3
3	防災対策に係る支援 事業継続計画（BCP）の策定に係る支援について	3
4	社会貢献活動に係る事業 津まつりへの補助金の増額について	4
5	中小企業・小規模事業者への支援事業の推進	
(1)	市内商工業者への優先発注について	4
(2)	入札制度の見直しについて	4
(3)	津市が発注する建築工事における木材の使用について	5
(4)	津市内の空き店舗情報の提供について	5
(5)	中小企業・小規模事業者への就職に係る支援について	6
6	まちの活性化支援の推進	
(1)	県都に相応しい津インターチェンジ周辺の機能の拡充・強化について	6
(2)	津なぎさまちの活用・活性化について	7
(3)	高田本山専修寺の庭園の整備について	7
7	まちの魅力の向上に係る連携の推進	
(1)	市内の公園の活用について	8
(2)	大谷踏切の拡張に係る進捗状況について	8
(3)	LED電灯の増設及び防犯カメラの設置について	9
(4)	垂水交差点付近の渋滞緩和対策について	10
(5)	県道津芸濃大山田線の東古河交差点の右折レーンと右折矢印信号機 の設置について	10
(6)	環境対策等の推進による電気自動車等のインフラ整備について	10

## 1 定住人口・交流人口の増加

### (1) 都市計画道路等の早期の着工及び開通等について

昨年度の提案・要望に関し、市街化区域の拡大は、人口フレーム方式を基本とするため、人口減少時代の現在においては、これ以上の拡大は難しい状況となっているとの回答を頂きましたが、「定住人口・交流人口の増加」を活動方針の一部に掲げる当会議所では、中勢バイパス（津地区）の整備の推進などのインフラ整備や大型商業施設等の進出、さらには工業団地への企業の更なる移転・立地等により、12年前の市町村合併時に比し、旧境界による分断もほぼなくなり、一体感の醸成は相当進み、津市内での人の動き（流れ）も大きく変化しております。

こうした中、中勢バイパス（津地区）は平成30年度に全線の開通を迎えるところであり、中勢バイパスへのアクセス道路や関連する道路の整備はもとより、都市計画道路等の未整備となっている区間について、早期の着工及び開通を要望します。

### (2) 市街化調整区域の区域区分の見直しについて

市街化調整区域などの区域区分についても、街の形状の変化等を十分見据えて見直していくことが必要であると考えます。

陸上自衛隊久居駐屯地以東の国道165号南側地域と、中勢バイパス高茶屋小森山1の交差点以西の久居東の丘陵地については、現在、市街化調整区域となっています。この付近は海拔も15m以上あり、住宅地としても、良好と考えられ、交通の便等も良く、市街化区域として適しており、用途地域を的確に定めることにより、住宅の増加による人口増加も見込まれます。

つきましては、当該地区など、市街地としてふさわしい区域については、住民目線に立った上で、用途地域としての指定及び見直し等への迅速かつ柔軟な対応をお願いします。

### (3) 津市都市計画の一部見直しについて

津市における市街化区域面積の約半分は、国道23号以東の伊勢湾沿岸地帯に存しているため、近未来に発生が懸念されている東南海地震からくる被害を危惧して、地域住民は可能であれば高台の安全な場所へ移動したいと思っております。

また、新たに市内に居住しようとする移住者も、同じく西部の丘陵地帯の住宅を求めることが常態となっております。しかしながら、既存の市街化区域内の新たな適地は少ないため、入手が困難となっております。国の公示価格指標でも、県下のほとんどの宅地価格が下落しているにもかかわらず、津駅の西方宅地価格のみが上昇していることは、これが主たる原因と思われれます。

したがって、災害予防及び都市防災力の強化並びに住みよい新都市コミュニティの促進のためにも、津市における国道23号以西における市街化区域の一部伸長（例えば、津市立西が丘小学校隣接丘陵や半田のセントヨゼフ女子学園西の丘陵地等）を要望いたします。

また、都市空間の利用促進のため容積率の緩和を要望しますとともに、市内用途地域につきましても、高茶屋における実情は住宅地域であるにもかかわらず、準工業地域に指定されているものの改定を要望いたします。

#### (4) スポーツツーリズムの推進について

三重県では、平成30年に全国高等学校総合体育大会、平成33年に三重とこわか国体が開催されることとなっており、津市産業・スポーツセンター「サオリーナ」などが競技会場となっています。

平成28年度提案・要望に対する回答からも、これらの大会の開催を見据えた改修計画（津市スポーツ施設整備基本構想から）が予定されると伺っております（津市体育館跡地は隣接する津球場公園内野球場の駐車場として、津市民プール跡地はテニスコートとして整備されます。）。

また、平成32年には東京オリンピック・パラリンピックの開催も迫っており、これらの大会を機に、県内外から多くのスポーツ選手、関係者、観光客が津市に訪れることも予想されます。

津市には、建造物では三重県で初めて国宝に指定された真宗高田派本山専修寺の御影堂や如来堂のほか、津観音、津城跡、結城神社、津八幡宮、北畠神社、青山高原、錫杖湖、榊原温泉、石山観音公園など多くの観光資源があり、また、スポーツ関係施設としては、サオリーナや津球場のほか、数多くのゴルフコースなどがあり、スポーツツーリズム（スポーツと併せた観光地巡り）に適した環境が整っています。

スポーツツーリズムへの取組は、スポーツ及び観光の振興はもとより、地域の活性化・振興につながるものと考えられることから、津市産業・スポーツセンターを始めとするスポーツ施設の有効活用やスポーツ大会の開催などと合体した観光地巡り（ちよこつと観光）に係る考え方やビジョンを示していただきたい。

#### (5) ゴルフツーリズムの推進について

全国各地においては、地域の活性化及び振興のために、観光資源を活かしたインバウンド観光の取組のほか、国際会議や多くの集客が見込めるイベントの開催など、いわゆるMICEの開催等の取組などに積極的に動き出しています。

三重県内においては、一昨年5月に「伊勢志摩サミット」、昨年4月には「第27回全国菓子大博覧会・三重」が開催されるなど、国内外から大きな注目を集めました。津市にあっては、これらを契機として、当該区域内には数多くのゴルフ場が存在することや、中部国際空港への海の玄関口である津なぎさまち（海上アクセス港）が存すること、さらには真宗高田派本山専修寺等の恵まれた観光資源等を数々有することなどから、これらを活用しながら地域の活性化及び振興を推進していくことが重要です。

これらのことから、当会議所では、インバウンド観光・ゴルフツーリズム（ゴルフと併せた観光地巡り）や産業施設観光のほか、MICEの開催等の取組、主要先進国首脳会議の開催・経過後の各種取組、中心市街地の活性化に係る取組等を調査・研究するため、県外への視察・見学会等を実施しました。

また、特にゴルフツーリズムを活かしたインバウンド観光の取組については、みえゴ

ゴルフツアーリズム推進協会等において、国内外へのプロモーションや招請事業の受入れ等を行い、津市内のゴルフ場を中心に東南アジアからは、年間2万人前後のゴルファーが来津しているとのことです。

平成30年10月には、一般社団法人日本ゴルフツアーリズム推進協会の主催で、日本ゴルフツアーリズムコンベンションが津市など、三重県内で開催され、津市内等でのゴルフプレーや観光地の視察などが計画されていると聞き及んでいます。

三重県においては、既に民間事業者の主体的な取組によるゴルフツアーリズムの普及を目指し、上記日本ゴルフツアーリズムコンベンションを支援するなど、積極的に取り組んでいます。

いずれにしても、訪日客の誘致の成功のためには、「自治体の早くからの取組」、そして「継続した取組」さらには何より、「官民一体となった取組」が不可欠であり、また、財源確保の観点からは、国土交通省から交付の補助金等を活用するなど、国等と連携を密にし、関係団体・機関等とも協働して、津市内で開催予定の上記日本ゴルフツアーリズムコンベンションへの支援はもとより、ゴルフ場を多数（18か所）有する津市の特性を活かしたゴルフツアーリズムの推進に向けた積極的な対応について要望します。

## 2 女性の社会進出、子育て及び次世代育成に係る支援

### 一般事業主行動計画の策定への支援について

平成29年10月改正育児・介護休業法が施行され、保育園に入れない場合は、2歳まで育児休業の取得が可能となり、また、津市においては待機児童が出ないよう、幼保連携型認定こども園への移行等に取り組まれておりますが、女性の社会進出は、待機児童の問題だけではなく、女性が働きやすい職場環境を整備することも肝要です。

次世代育成支援対策推進法では、従業員101人以上の企業は、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、達成目標、目標達成のための対策及びその実施時期を定める「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられております。

当計画の策定は、従業員100人以下の企業は、努力義務となっておりますが、女性の社会進出や子育て支援を促進させるために、従業員100人以下の企業が「一般事業主行動計画」を積極的に策定するような支援をお願いします。

## 3 防災対策に係る支援

### 事業継続計画（BCP）の策定に係る支援について

事業継続計画（BCP）とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

緊急事態は突然発生します。その場合、有効な対応をすることができなければ、特に中小企業や小規模事業者にとっては、経営基盤の脆弱なため、廃業に追い込まれたり、また、事業を縮小し従業員を解雇しなければならない状況も考えられます。

発生が予想される東南海地震の発生確率は、日々高くなってきており、当地域は、津波等による被害も予想されています。

については、中小企業・小規模事業者が事業継続計画を策定するに当たっての指導等のための専門家の派遣に係る費用の負担等について、支援策を講じていただくようお願いいたします。

#### 4 社会貢献活動に係る事業

津まつりへの補助金の増額について

当会議所は、津まつり実行委員会からの委託を受け、津まつりフェニックス通りエリアの管理運営を行っています。当エリアは、市民総おどりの場として、また郷土芸能の演舞を始め、市民団体やサークル活動の発表の場として、市民の皆様から親しまれております。

参加団体や観客も年々増加しておりますが、市民総おどりや郷土芸能の演舞等での音響及び照明に係る課題、また警備の在り方に係る課題等を抱えており、その対応には色々苦慮しております。

については、市民等の皆様に、安全で安心して参加いただき、あるいは観覧いただくために、津まつりでのこれらに係る補助金について増額をお願いいたします。

#### 5 中小企業・小規模事業者への支援事業の推進

##### (1) 市内商工業者への優先発注について

卸売業は、調達販売機能、在庫調整機能、物流機能、情報集約機能、金融機能、危険負担機能などを有しており、この卸売の仕組みが失われれば社会全体のコストは増大し、商工業者は、もちろんのこと、最終的には消費者にとっても不利益につながるものと存じます。

現在、津市物品購入等契約基準に基づき、市内本店業者を優先的に選定いただき、契約の相手先にも、市内本店業者を活用する等の促進も図っていただいていると聞き及んでおります。

つきましては、今後も卸売業の果たす役割を御認識いただき、卸売業はもとより、市内における商工業の活性化を図る趣旨から、市内本店業者への優先発注を引き続きよろしく取扱いのほど、お願いいたします。

##### (2) 入札制度の見直しについて

ア 現在の入札制度は、予定価格の公表に加え、最低制限価格の設定のための算式も公表されていることから、その計算が容易となり、建設業者の積算能力や技術力等は明確とならず、建設業者の本来有する積算能力、技術力等は、反映されにくい状況です。

さらに、津市契約規則第12条の規定に基づき公表されている「最低制限価格の見直しについて」の中で、工事に係る表の注釈の2として、最低制限価格に関し、「上記算出等により、予定価格（税抜き）の80%に満たない場合は80%とし、90%を超える場合は90%とします。」と、固定して定められている反面、最低制



限価格の設定の算式が度々見直されること（例えば、直接工事費の掛率が「95%」から「97%」に改正される等）によって、大型案件については、予定価格（税抜き）の90%を超えてしまうことが常態化しています。

最低制限価格の設定の算式については、随時見直していただき、ありがたく、感謝しておりますが、最低制限価格の上限（90%）については、従来のみであることから、この上限を見直さなければ、この算式見直しの効果は発揮されない上に、くじによる落札者決定が増加することとなります。速やかな当該上限価格の引き上げ、又は撤廃、そして予定価格の段階的な事後公表などの対応をお願いします。

イ 市町村合併時から取り入れられている、地域区分ごとの入札・契約制度については、各地域ごとに工事等の発注数や、業者数などに相当差があり、決して公平・公正な対応であるとは言えないところです。市町村合併から丸12年が経過し、一体感の醸成も進展される中で、この地域区分ごとの入札・契約制度については、段階的、あるいは暫定的な方策を含め、見直し・改善に着手していただく時期にきています。早急な対応を取られるようお願いいたします。

ウ 近年は総合評価方式が保留の扱いとなっている状況ですが、ある程度大型の案件について、昨年度は再開を検討するという回答がありました。具体的な再開に向けての方針、内容、進捗状況等について、お聞かせ願います。

### (3) 津市が発注する建築工事における木材の使用について

森林保全、林業活性化等のため津市発注の建築工事では、津市産の木材を積極的に使用することを提案します。津市においては、既に津市産の木材(地域産材)及び三重県産の木材(県産材)の需要拡大・利用促進の方向性は打ち出されているようですが、木材は伐採から製品に至るまで日数が相当かかります。津市からあらかじめ、木材協同組合等に年間の需要見込みに関する情報等について提供するなど、より踏み込んだ対応をしていただければ、品質の確かな「津市産材」を安定的に供給できることとなります。仮に数量により調達不能な場合には、「三重県産材」の積極的な使用を要望します。

### (4) 津市内の空き店舗情報の提供について

津市では中心市街地活性化の観点から商店街の空き店舗等へ出店を希望する人へ経費の一部を補助する「商店街等新規創業支援事業」を設けていただいております。当会議所としても申請者（平成28年度4件）の出店に係る事業計画等の作成支援を行っております。

また、津市では「空き家情報バンク制度」を設けられ、希望者に対して空き家の情報も提供等しておられるところではありますが、当会議所といたしましても「空き家情報バンク」に提供いただいた空き家のうち、「空き店舗」において新規事業を計画しようとする人たちを対象として、その募集方や開業に伴う支援や情報発信を行ってまい

りたいと存じております。このため、まず津市が把握されている空き店舗情報に関して、当会議所にも情報を提供していただきたく要望いたしますとともに、新規出店開業に至った場合は、「商店街等新規創業支援事業」と同様に、当該店舗改築改装に要した費用の一部助成等の優遇措置を設けていただきますようお願いいたします。

#### (5) 中小企業・小規模事業者への就職に係る支援について

少子高齢社会が進展する中、地元の中小企業・小規模事業者における新卒者等の採用については、非常に厳しい状況が続いています。人材不足が続けば、過重労働や後任者不足などにより、個別事業の継続や企業の経営にも大きな影響を及ぼします。

現在、津市にあっては、U・I・Jターンの促進等を図るため「就職経験者U I Jターン促進奨励金制度」、「ふるさと就職活動応援奨励金制度」、「ふるさと就職新生活応援奨励金制度」等を定め、就職に係る支援を行っていますが、これらの制度の継続はもとより、就職支援は定住人口の増加に大きな影響を及ぼすことから、例えば、当該「ふるさと就職活動応援奨励金制度」については、津市出身者に限定せず、津市出身者以外の方においても同奨励金の交付が受けることができる等、幅広く利用できるような見直しなど、更なる柔軟かつ積極的な就職に係る支援の対応をお願いいたします。

### 6 まちの活性化支援の推進

#### (1) 県都に相応しい津インターチェンジ周辺の機能の充実・強化について

津市においては、平成29年10月1日に、津インターチェンジ付近に津市産業・スポーツセンターがグランドオープンし、産業振興の機能と、スポーツ施設として機能等を併せ持つ施設が誕生しました。

今後にあっては、産業振興に加え、スポーツ振興の拠点として、インターハイや国体の開催など、各種のスポーツイベントにより、多くの選手や関係者が訪れることはもとより、M I C Eの誘致・開催などの多様な使用による新たな賑わいの創出や地域の活性化が大いに期待されます。さらに津インターチェンジ周辺地区の発展は、都市核の中心を担う大門・丸之内地区を経て、津なぎさまち周辺にかけての新都心軸の整備促進にもますます影響を及ぼし、ひいては地域経済の発展等にも資するものと考えられます。

しかし、当該地区自体については、集団的に存在する農用地（いわゆる、優良農地）でもあるため様々な制限があり、商業地を目的とした市街化地区への転用はできないのが現状と聞き及んでいます。

いずれにしても、10の市町村による合併から12年が経過する昨今において、中勢バイパスも開通するなど、合併直後に津市の掲げた一体感の醸成も一層推進され、県都・津市としての都市構造も変化してきています。こうした中、当該地区については、市街化調整区域で、集団的に存在する農用地（いわゆる、優良農地）であるというだけの趣旨での対応は、津のまちづくりに対し真摯に向き合うものでなく、計画性も何ら感じられず、手をこまねいているとしか思えないところです。

また、次期の津市都市マスタープラン（案）では、「現在の法制度下においては、市街化区域への編入は困難」とありますが、当該地区には、近々、医療機関も立地され

るとも聞き及んでいるところでもあり、現行法制上、一体、どこが「困難」な点で、どういったところが可能性があるのかなど、具体的に検証し、明確に説明をしていただくようお願いします。さらには、津市の現在・今後の状況及び将来のまちづくりの方向性を十分考慮し、先んじて国・県に対して柔軟な土地利用が可能となるような、特例措置（特区等）などの規制緩和や法令改正等の要望を行うなど、これまで以上に積極的な対応をお願いします。

## （２）津なぎさまちの活用・活性化について

津なぎさまちの活用については、平成２８年度、津市の特産品や日用品などを対象とした販売所（コンビニ等）や情報発信施設の設置などを提案・要望させていただきました。津市からは、現在の利用者では、採算が合わず販売施設の運用は難しいとの回答を頂きました。

津なぎさまちは、世界（セントレア）への海の玄関口であり、新都心軸の整備促進のためにも重要な拠点であります。

また、セントレアにあっては、平成２９年１０月のエアアジア・ジャパン株式会社の運航開始を始め、国内線及び国際線も、増便が相次いでおり、平成３０年８月には、新たな観光施設「フライト・オブ・ドリームズ」が開業を予定しており、津なぎさまちからセントレアへの利用客は、ますます増加することが予想されます。また、平成２８年３月には、津なぎさまちと伊勢とを、さらに平成２９年１０月には鳥羽とを結ぶ特急バスも、運行開始しました。

こうした状況は、当然、津なぎさまちの利用者が増加する要素ともなります。折角、利用者の増えるチャンスがあったとしても、当該施設の内容や高速船の発着時間等に魅力がなければ、利用者の増加による津なぎさまち等の活性化にはつながりません。

このことから、現在の利用者数だけを基本に判断するのではなく、十分に先読みして、これに呼応した対応として、販売所（コンビニ等）を設置したり、あるいは例えば、朝一番の出発便に乗船客が現に集中している状況等を見ると、当該高速船が満席であったり、乗船することを控えたり、またセントレアにおける保安検査等も混雑したりなど、利用者に不便を感じさせていると考えます。そのため、現在の始発６時に先立ち、５時３０分発、あるいは５時発を増便するなど、飛行機の出発時間等の状況に合わせた高速船の発着時間の検討や、イベントの開催などによる利用者の利便性を図り、当該施設の活用も含めた利用者数が増加するような、事業展開に積極的に取り組まれるようお願いします。

## （３）高田本山専修寺の庭園の整備について

平成２９年１０月２０日に国の文化審議会にあっては、真宗高田派本山専修寺の御影堂と如来堂を国宝に指定するよう、文部科学大臣に答申を行い、同年１１月２８日に文部科学大臣においては、当該指定に係る官報の告示を行い、これにより御影堂と如来堂は国宝に指定されました。

専修寺には、このほかにも、山門を始め多くの国指定の重要文化財を擁しており、また雲幽園・茶室安楽庵を含む広さ 10,750 平方メートル（3,250 坪）の庭園は、三重

県の史跡・名勝として指定されています。

今後、国宝の指定を機に、今まで以上に観光客が訪れ、一身田地域の活性化の、さらには津市の振興・発展の起爆剤となります。

専修寺においても、特別拝観等による観光客等の増加策を推進されておりますが、何より観光客等が満足し、リピーターとして再度専修寺を訪れてもらえるようにするためには、常に専修寺全体を美しく整備されたものとしての維持管理をすることが重要となります。

その中でも、特に専修寺の庭園については、独特の価値感や理解するものの、相当荒れていると感じます。このため、その整備については、三重県及び津市の御支援により行うことができると考えることから、津市から三重県に積極的に働きかけていただくとともに、津市自らも整備の推進に鋭意努めていただきますよう要望します。

## 7 まちの魅力の向上に係る連携の推進

### (1) 市内の公園の活用について

近年、中勢グリーンパークについては、ペットの散歩などで利用する方が増加しておりフリスビードッグの競技大会などのイベント等も毎年開催されています。また、高速道路のサービスエリアには、ドッグランを併設したところも多く見られるようになってきています。人と動物とが共に快適に過ごすことができる環境が提供できれば、市街地での犬などの動物の排泄物等に係るトラブルの減少や、その付近での人口の増加にもつながるとも思われます。

つきましては、市内の規模の大きな公園敷地内には、公園利用者と愛犬家の棲み分けができる設備を備えたドッグランを設置するなど、市内に存する公園の柔軟かつ有効な活用について、御検討をお願いします。

### (2) 大谷踏切の拡張に係る進捗状況について

平成27年に発表された大谷踏切の拡張については、工事着手が平成30年度とのことでしたが当該拡張に係るスケジュールや実施計画等について、お聞かせ願います。

### (3) LED電灯の増設及び防犯カメラの設置について

近鉄名古屋線高田本山駅周辺の道路は、学生の通行が多いにもかかわらず、街灯がないため、LED電灯の増設をお願いします。

また、高田本山駅踏切付近、岩崎病院付近、一身田郵便局付近等の交差点には、不審者の出没情報もあり、犯罪の防止や抑止のためにも、防犯カメラの設置をお願いします。



一身田郵便局付近



岩崎病院付近



市道栗真中山町一身田駅線



近鉄名古屋線  
高田本山駅踏切付近

(4) 垂水交差点付近の渋滞緩和対策について

平成28年度の提案・要望に対し、国土交通省にあつては、垂水交差点について、中勢バイパスの津工区が供用されたことにより渋滞が緩和されたとの認識をされ、さらに鈴鹿・津工区（7工区）が供用を開始されれば、交通転換により、更なる渋滞の緩和が図られるとの回答を頂きました。

このため、渋滞緩和を促進するため、中勢バイパス全線の1日も早い開通をお願いするとともに、当該交差点においては、車両だけでなく、歩行者や自転車などもかなり多いため、立体交差化など抜本的な改善に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(5) 県道津芸濃大山田線の東古河交差点の右折レーンと右折矢印信号機の設置について

平成28年度の提案・要望に対し、三重県から、当該交差点にある大イチョウ（樹齢400年）を伐採しての交差点改良の早期事業化は困難であり、また優先順位的にも早期事業化は困難との回答を頂きました。

しかしながら、当該交差点については、津インターチェンジ方面から東進してきた場合に、右折車と東方面からの対向直進車が絶えず混在し、渋滞を招くほか、接触事故が発生する危険性も高く、市民や来訪者の皆様は、非常に迷惑を感じており、津市の新都心軸を構成する主要な幹線道路として、その安全・安心を確保する上からも、当該交差点の改良の早期事業化についてよろしく申し上げます。

(6) 環境対策等の推進による電気自動車等のインフラ整備について

電気自動車の開発が進む中、充電インフラの整備が懸念されています。充電施設については、公共によるものも合わせ国等の補助金により全国で2万8260基となり、電欠を起こさずに全国を走れる水準とはなりましたが、1か所で複数の給油ノズルを持つガソリンスタンド（全国約3万1000か所）には遠く及ばないのが現状です。

また、とりわけ整備が遅れているのが「基礎充電」と呼ばれるマンションや個人宅、事務所、工場などの非公共部分でのインフラ整備です。経済産業省が消費者のEV購入検討に際して気になる点を調査したところ、「自宅に充電器がない」、「充電ステーションが充分でない」、「充電時間が長い」と充電関連の3項目の回答が26%に達し、車両価格に次いで充電インフラの普及が足かせになっています。

電気自動車の普及促進は、環境対策等の推進につながることから、公共充電施設の更なる増設を行うとともに、非公共部分での充電インフラの整備の促進に取り組んでいただきますようお願いいたします。